

認定文化財（浜松地域遺産）の所有者のための手引き

浜松市市民部文化財課

浜松市教育委員会が認定した認定文化財（浜松地域遺産）は、次世代に継承していく大切な財産です。その保存管理について、いくつかのお願いがありますのでご注意ください。

※この「手引き」は有形の文化財を中心に紹介したものです。文化財の種類によっては、該当しない項目があります。

日常的な保存管理について

認定文化財の所有者は、文化財が適切に維持されるよう日常的に保存管理を行うことが求められます。併せて、災害や盗難などへの備えも必要です。

管理責任者の選任

認定文化財の管理は基本的に所有者が行いますが、特別な事情がある場合「管理責任者」を選定してその管理を任せることができます（管理責任者任選届）。

所有者が変更になった場合

相続や寄贈、売買等によって認定文化財の所有者が代わった場合、その旨を伝える届出（所有者等変更届）を行う必要があります。

所在の場所が移った場合

博物館への寄託や、引越しに伴う移動など、認定文化財の所在場所を変更する場合は、事前に届出（現状変更等届）を行う必要があります。

文化財を修理する場合

認定文化財を修理する等、現状を変更する場合は、事前に届出（現状変更等届）を行う必要があります。

文化財が痛んだり、災害や盗難にあった場合

万一、認定文化財が痛んだり、災害や盗難などの被害にあったりした場合は、浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご連絡ください。

その他、ご不明なことがある場合

その他、認定文化財の保存管理についてご不明なことがある場合は、お気軽に浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談ください。

問い合わせ先・届出等の提出先

浜松市市民部文化財課 電話 053-457-2466 bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

問い合わせ先・届出等の提出先

地域の文化財担当

区	組織名	電話番号
中央区	中央区まちづくり推進課	457-2779
	東行政センター	424-0164
	西行政センター	597-1117
	舞阪支所	592-2111
	南行政センター	425-1382
浜名区	浜名区まちづくり推進課	586-6201
	北行政センター	523-1114
	引佐支所	542-1112
	三ヶ日支所	524-1512
天竜区	天竜区まちづくり推進課	922-0086
	春野支所	989-0200
	佐久間支所	966-0006
	水窪支所	982-0013
	龍山支所	968-0331

認定文化財（浜松地域遺産）とは？

地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を浜松市教育委員会が文化財として認定するものです。

